

(県有資産等関係)

(問) 県民に隠している埋蔵金はありませんか？

(答) 県が取り扱うお金については、その年度の予算として計上し、年度終了後には決算を行い、その執行状況を明らかにしていますので、埋蔵金と言われるようなものではありませんが、決算によって剰余金が発生した場合、それぞれの会計できちんと管理し、翌年度予算の貴重な財源として活用しています。

しかしながら、剰余金や未利用地などのあらゆる資産等について、埋蔵金を発掘する、生み出すという気概を持って、聖域なく精査、見直しを行い、活用を図っていきたいと考えています。

(問) 使われていない土地はありませんか？あるならば全て売却すべきではありませんか？

(答) 県では、毎年度、県有資産の活用状況等の総点検を行い、県での利活用の見込みのない資産については、積極的に売却を進めています。平成19年度に実施した点検では、公有財産台帳に掲載された県有資産約1000件のうち、該当する資産は約130件でした。

これらの利活用の見込みがない財産については、隣接地との境界の確定等の売却のための準備作業を行い、準備が整ったものから順次売却を進めています。

なお、平成18年度では51件、約20億円、平成19年度では48件、約17億円の資産を売却しました。

今後も、当面利用目的のない未利用資産については、原則、売却や有償貸付するなど取り組んでいきます。

